

# 令和8年度

## 地域づくり事業手引き

「地域づくり事業補助金」に関する手引きや様式については、真庭市ホームページの次のサイトで公開していますので、ご利用ください。

- 「地域づくり事業補助金の手続きについて」

<https://www.city.maniwa.lg.jp/soshiki/4/24020.html>

※真庭市ホームページのトップページから

「0024020」で番号検索

又は「地域づくり事業補助金」で検索ください。



## 地域みらい創生課

# 循環型の持続可能な地域づくりを目指して

## 地域づくり事業の実施について

真庭市では、市内の魅力的な地域資源を活用して、転入超過を実現することで、人口減少を緩和し、持続可能な地域社会を形成していくことが重要課題であると考えています。これを実現するためには、多彩で魅力的な地域づくりが持続して行われることが必要となります。魅力ある地域づくりを自らの手で行うために、「地域自主組織」による地域づくりを推進していきます。

平成27年度から従来の「魅力ある地域づくり事業補助金」を改正し、「地域づくり事業補助金」を交付しています。地域のみなさまにこの事業をご理解、ご活用していただくために、事業内容や事務手続きについて示していますので、参考にしてください。

### 1 「地域づくり事業」とは

今まで各地域で行われていた各種地域づくり事業に加え、市外からの移住者を地域ぐるみで受け入れ・支援する事業や地域産品・商品の開発事業、自然環境や伝統文化の魅力を維持保全・強化する事業など地域自主組織が行う、各種事業に補助金を交付します。

### 2 補助金の上限額とは

補助金の上限額は、地域づくり事業補助金交付規定により算定され、地域自主組織ごとに決められております。簡単な算定方法は以下のとおりです。

#### 例)〇〇地域自主組織（世帯数 100 世帯）

(均等割り:10,000 円)

+

(世帯割 2,000 円×100 世帯)

+

(50 世帯以下加算:なし)

※なし

上限額 210,000 円

地域づくり事業補助金の申請額を申請書に記入してください。

### 3 補助対象事業

地域自主組織や地域づくり委員会がおこなう自主的・主体的な事業で、地区内の広い世代の意見が反映された次のような事業です。

基本事業	地域自主組織の維持に関する事業	地域の会議や総会など
	市が行うアンケート調査	集落の状況などの調査
選択事業	地域のコミュニティを維持する事業	地域内の各種イベント、コミュニティ新聞等の作成・発行など
	環境を維持する事業	河川等清掃作業、花づくり運動 林道や里道沿いの草刈り(市道沿いは除く)
	助け合い事業	こどもの見守りや雪かきなど
	福祉事業	配食サービスや高齢者の見守りなど
	地域ビジネスに関する事業	地域の資源や魅力を発掘し、特産品開発など利活用する取り組みなど
	交流、移住、定住事業	地域間交流や移住者受け入れ体制整備、空き家調査など

※「環境を維持する事業」のうち、市道沿いの草刈りを行う団体は、「道路愛護活動奨励事業(建設課)」をご利用ください。【問い合わせ:建設課または各振興局産業建設グループ】

### 4 対象とならない事業

次の事業は補助の対象となりません。

- 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の対象となったもの。
- 宗教又は政治活動を目的とする事業  
例)
  - (1) 神社・寺へのお供え物
  - (2) 行事实施時の神主等への祈祷料や謝礼金

## 5 申請の手続きについて

### 6月 地域づくり事業補助金説明

#### 7月初旬 補助金等交付申請書提出

- ・補助金等交付申請書
- ・真庭市地域づくり事業補助金収支予算書
- ・地域づくり事業補助金概算払請求書(任意)

#### 翌年3月末 補助金等実績報告書提出

- ・補助金等実績報告書
- ・真庭市地域づくり事業補助金収支精算書
- ・領収証の写し(※領収書には、宛先や但し書きを記入すること)
- ・事業実施の写真
- ・真庭市地域づくり事業補助金請求書

交付申請書や実績報告書等の様式は、真庭市ホームページからサイト内検索「地域づくり」で検索していただき、ダウンロードすることもできます。

## 6 補助対象経費

対象経費は次のとおりです。「3 補助対象事業」に係る経費が対象となります。

【補助対象経費が100%補助となるもの】

費目	内容
報償金	地域自主組織の役員報酬(会長・副会長・会計等) 警備員や講師等の謝金
旅費	講師等の旅費
消耗品費	インク代、フラワーポット、草刈り機替え刃、イベント・事務用品 獣害対策用火火等
印刷製本費	PRチラシ印刷代、写真現像代、コピー代、関係資料印刷代
燃料費	灯油、軽油、混合油
光熱水費	イベントの際の水道・ガス代
修繕料	物品の修理・補修
通信運搬費	切手代、官製はがき代、自主組織ホームページ通信代等
広告料	テレビ、ラジオ、新聞等への掲載料、折り込み代
手数料	特定の個人等から役務、サービスの提供を受けた場合支払う経費 送金・口座振替等手数料、各種証明等手数料、クリーニング代、印紙代
保険料	損害賠償・傷害等保険加入料
委託料	イベント等で作成する看板等専門業者への委託料
使用料・ 賃借料	会場使用料、機械・機器・装飾等のレンタル代、有料道路通行料、先進地視察でのバス借り上げ料
原材料費	物を生産するための原料又は材料に要する経費 砂・わら、肥料、苗木、花の種等
負担金	地域内放送加入負担金、研修会・会議に参加する際の負担金(飲食費部分は50%)

※施設等の維持管理費(電気代、水道代、ガス代、建物共済)は経費としてみることはできませんのでご注意ください

※市道沿いの草刈りの経費は対象外となります。

市道沿いの草刈りを行う団体は、「道路愛護活動奨励事業(建設課)」をご利用ください。

【問い合わせ:建設課または各振興局産業建設グループ】

【補助対象経費が 50%補助となるもの】

費目	内容
賞品・ 参加賞代	地域イベントなどの賞品や参加賞 <u>※商品券やギフト券、旅行券、ホテル券、テーマパークチケット、ビール券、図書券、食事券、クオカードなどの金券や酒類は対象外</u>
食糧費	会議、説明会、催事等の事業で振る舞う茶菓及びジュース、弁当、オードブル代等 <u>※酒類、慰労会の費用は対象外</u>
食材費	地域のイベントや配食サービスなどで料理を目的として購入した野菜や肉、調味料等の食材 <u>※酒類は対象外</u>
花火代	金額の大小を問わずすべての花火 ( <b>催事等に必要な場合</b> ) <u>※消防長(消防署長)に届け出が必要な花火の打ち上げ等の場合は、実績報告時に「煙火打ち上げ(仕掛け)届出書」(受付印のあるもの)の写しの添付が必要</u>
備品購入費	性質又は形状を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得る物品 例) 机、イス、テント、棚、デジタルカメラ、パソコン等など